

○米沢市議会傍聴規則

昭和50年3月25日

議会規則第3号

改正 昭和57年7月20日議会規則第2号

平成3年6月18日議会規則第2号

平成25年9月3日議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、人員、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

3 報道関係者は、前2項の規定にかかわらず、係員に報道関係の者であることを申し出れば、傍聴することができる。

(昭57議会規則2・平25議会規則3・一部改正)

(傍聴人の制限)

第3条 傍聴人が多数あるときは、その人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(平3議会規則2・全改)

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、公然と可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 帽子、はち巻、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話機等、情報携帯端末（通信機能があるものを含む。）並びに電子計算機及びその関連装置は音を発しない措置をし、及び使用しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（昭57議会規則2・平25議会規則3・一部改正）

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、とくに議長の許可を得た者は、この限りでない。

（昭57議会規則2・一部改正）

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月20日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月18日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月3日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。